

平成24年6月29日(初版)
平成24年7月20日(第1次改訂)
平成24年7月30日(第2次改訂)
平成25年5月16日(第3次改訂)
(一社)日本船用工業会

アスベスト不使用シール交付書申請要領

本アスベスト不使用シール交付書は、当会の会員に限るものであり、申請に当たっては、以下の要領に従い行って下さい。なお、本要領に依り難い場合には、個別に会員と当工業会とで協議することといたします。

1. アスベスト不使用シール交付書の申請は、郵送又はメールにて受け付けます(メールでの申請の場合は、全書類をPDF(カラー)形式といたします)。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-13-3(虎ノ門東洋共同ビル5階)

(一社)日本船用工業会 「アスベスト不使用シール交付書申請」宛

E-Mail: asbestosfree@jsmea.or.jp

2. 申請に必要な書類は以下の6種類です。書類に不足があった場合には交付書の申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
 - (1) (舶工アス2): アスベスト不使用シール交付書申請書
 - (2) (舶工アス3): アスベスト不使用シール交付書
 - (3) (舶工アス4-*) : アスベスト不使用確認表(対象機器別に番号及び様式が異なります。該当する製品のものをご使用下さい。)、アスベスト不使用保証書等の写し及び、サンプル試験結果の写し。
 - (4) (舶工アス5): 連絡先(シール送付先)
 - (5) (舶工アス6): アスベスト不使用シール管理規程及び管理簿(様式を一度ご提出ください)
 - (6) アスベスト不使用宣誓書(英文)の写し:造船所殿又は一般財団法人 日本海事協会(NK) 殿へ提出予定の記載済みアスベスト不使用宣誓書(英文)の写し(NK 殿のテクニカルインフォメーション(TEC-0908 2012年6月22日)をご参照下さい。)

3. 書類作成上の留意事項

- (1) (舶工アス2) 「アスベスト不使用シール交付書申請書」

社印と代表社印の2種類を捺印し、申請される製品名と型式については、次項(舶工アス3)と同様の名称を英文で記載し、今回交付を希望するシールの「大きさ」と、「色」(舶工アス参考1参照)と、「枚数」を記載して下さい。

大きさ(3種類): 小=φ20mm、中=φ33mm、大=φ50mm

色(2種類): 青色=2012年7月1日前に造船所等へ納入した製品又は同日前に起工した船舶へ搭載する製品への証明シール

緑色=2012年7月1日以後に造船所等へ納入した製品又は同日以後に起工した船舶へ搭載する製品への証明シール

(2) (舶工アス3)「アスベスト不使用シール交付書」

申請される製品名と型式、会社名等の必要事項を英文で記載して下さい。なお本紙は、当会で申請書類を確認した後、「交付番号」、「交付枚数」、「交付年月日」を記入し、シールとともに返却いたしますので、前出(2.(5))の「アスベスト不使用宣誓書」の本紙と併せまして、求めに応じ造船所殿又はNK殿へ、提出して下さい。

なお、当会記載欄における、上記「交付枚数」について、次のような略語を用いて記載させていただきます。『B』は青色を、『G』は緑色を、『S』は大きさ小を、『M』は大きさ中を、及び『L』は大きさ大を示しています。

(3) (舶工アス4-*)「アスベスト不使用確認表(対象機器名)」

本確認表は(舶工アス参考2)の「アスベスト不使用宣誓書の対象となる機器一覧表」の対象機器の構成部品毎に、アスベストが使用されていないことの確認を行うもので、申請される製品毎に作成頂きます。

記入の際には、次の点にご注意下さい。

※1 型式の欄

構成部品・使用部品がほぼ同一であり、差異のある部分について、例えば日本国内で製造されており問題の無い場合には、複数の型式を併記してもかまいません。

※2 構成部品の欄

IMO サーキュラーの付録(アスベスト不使用宣誓書の対象となる機器一覧表)の構成部品を記入してありますが、申請される製品に使用されていない場合は、「使用部品名称(型式)」の欄に、「-」の記入をして下さい。

※3 アスベスト不使用保証書等の有無の欄

部品製造メーカーが発行する、(舶工アス参考3)のようなアスベスト不使用の保証書や証明書又は、それに代わる証明書(以下、「部品製造メーカーの保証書等」という。)がある場合は「○(丸印)」の記入をして下さい。

※4 部品製造国名の欄及びサンプル試験の欄

部品製造国が、日本以外の場合、部品製造メーカーの保証書等が発行されていても、第三者機関によるサンプル試験を実施して下さい。また、日本で製造された製品であっても、部品製造メーカーの保証書等が無い場合はサンプル試験を実施して下さい。試験の結果、アスベストが含有されていないこと(6種類、0.1%以下)を確認してから、「○(丸印)」の記入をして下さい(日本製の部品で、部品製造メーカーの保証書等がある場合はサンプル試験の必要はありません。)

※5 構成部品の『その他』の欄

構成部品の『その他』については、(舶工アス参考2)の「アスベスト不使用宣誓書の対象となる機器一覧表」の、「その他」に該当する構成部品が含まれている場合に追記し、表に必要事項を記入して下さい。

(4) (舶工アス5)「連絡先(シール送付先)」

本連絡先には、(舶工アス2)にて希望されたシールと、(舶工アス3)の「アスベスト不使用シール交付書」の送付先を記載して下さい。なお、申請に当たり、お問い合わせをさせて頂く場合の電話番号やメールアドレス等も併せてご連絡下さい。

(5) (舶工アス6) 「アスベスト不使用シール管理規程及び管理簿」

本管理規程(作成例)及び管理簿(作成例)を参考に、当会より交付いたしましたアスベスト不使用シールを管理するための規程を定めて頂き、管理簿にて、シールの使用枚数等を記録し、管理して下さい。

(6) 「アスベスト不使用宣誓書(英文)の写し」

本写しは、NK 殿への申請内容と、当会への申請内容に差異の無いことを確認するために使用するもので、日付(Date of issue)や、サイン(Signature)以外の必要事項を記載の上、その写しを申請関連書類とともにお送り下さい。なお、本写しに関しては、ご返却いたしませんので、本紙は造船所殿又はNK 殿へ提出するまで貴社にて保管して下さい。

4. 本申請により、アスベスト不使用シール交付書が交付された製品と型式については、当会のホームページに掲載し公表いたします。また、定期的にNK 殿(本部)へ(舶工アス3)「アスベスト不使用シール交付書」及び(舶工アス4)「アスベスト不使用確認表(対象機器名)」等を報告します。

5. 本申請に係る費用は、無料となります(ただし、サンプル試験等の費用は除きます。)

6. 本申請等に関するお問い合わせ先及び、申請書類送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 (虎ノ門東洋共同ビル 5階)

一般社団法人 日本船用工業会 「アスベスト不使用シール交付書申請」宛

TEL: 03-3502-2041 FAX: 03-3591-2206

E-mail: asbestosfree@jsmea.or.jp

担当者 ぶんや じんない 文屋、神内

以 上